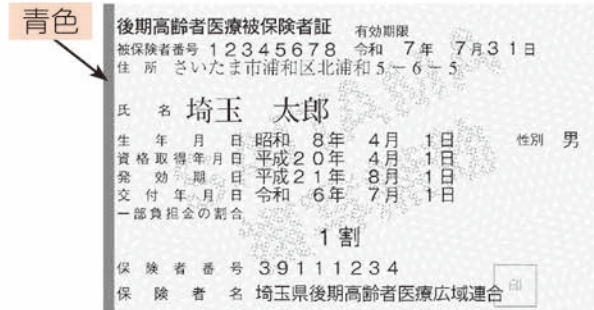
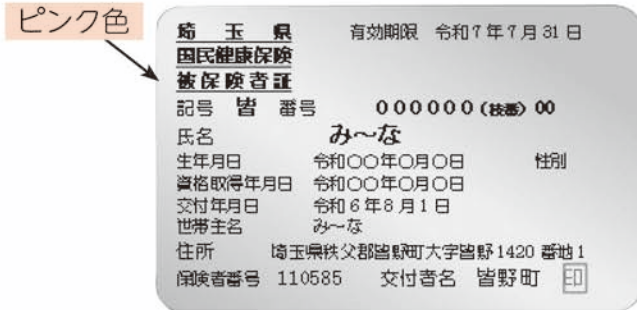


被保険者証の一斉更新

お手持ちの国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日(水)です。新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留で発送します。

7月中旬に届かない場合は、下記へご連絡ください。



問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232
 県後期高齢者医療広域連合 ☎048-833-3125



健康第一！ 特定健診で未来を守ろう



40歳以上の皆さん、青色の封筒の受診券は届きましたか？**無料**で受けられる特定健診で健康チェック。生活習慣病の危険性を把握でき、予防や早期発見に役立ちます。早めの予約をお勧めします。

無料 健康長寿歯科健診

お口の健康を保つことは、誤嚥性肺炎を予防するうえで大切です。よくかんで食べることは、認知症予防にもつながります。しっかりと自分で食べ続けられるよう、ぜひ受診してください。

- 対象** (1)(2)のいずれかで、後期高齢者医療被保険者証をお持ちのかた
- (1) 昭和23年4月2日
～昭和24年4月1日生まれ
 - (2) 昭和18年4月2日
～昭和19年4月1日生まれ
- 期間** 7月1日(月)～令和7年1月31日(金)
- その他** 6月下旬に対象者へ送付する受診案内から詳細をご確認ください。

問合せ 県後期高齢者医療広域連合
 ☎048-833-3130

福祉3医療 ～医療費が高額になったときは～

福祉3医療【(1)こども医療費、(2)ひとり親家庭等医療、(3)重度心身障害者医療】について、現物給付^{*1}の限度額^{*2}を超えた場合は、その医療費を窓口で一度負担していただく必要があります。受診後、医療費を町へ申請する前に、ご加入の健康保険組合などへ高額療養費を照会してください。

- ※1 現物給付…窓口で支払いがないこと
- ※2 限度額…1つの保険医療機関などで、1か月の医療費合計が20,999円

限度額を超えた場合に必要な書類

- 受給資格証または受給者証
- 受診したかたの保険証
- 領収書の写し
- 高額療養費の有無が分かる書類など

問合せ (1)(2) 健康こども課(⑤番窓口) ☎62-1288
 (3) 福祉課(④番窓口) ☎62-1233